- ・流山市子育て応援マンションの要件(要領第2条) 通常認定 評価書
- (1) マンション開発に合わせて、第3条に規定する子育て支援施設が設置されていること。

現場確認済み。同施設内にキッズルームを設置。また、同施設及び隣接 商業施設を含む街区内に認可保育所を配置。

- (2) 分譲マンションの全住戸の専有面積が 60 ㎡以上であり、かつ全住戸のうち10分の9以上の住戸において、住戸専用面積が 70 ㎡以上であること。 当該物件は、70 ㎡以上の住戸数は 255 戸中 243 戸となる (95.3%)。
- (3) 建築基準法の第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。 耐火建築物である。
- (4) 階数が 2 以上の共同住宅の場合は、窓付きのエレベーターを設置している。

窓付きエレベーターを現場で確認済み。

(5)子どもが共用部分にある危険な場所に近寄れないようにするため、侵入を 防止するフェンス等を設置していること。

現場確認済み。2階以上の共用廊下・階段において概ね 1,200mm の転落防止フェンス等を設置している。また発電施設等の危険施設周辺についても、コンクリート建屋内に設置するなど、侵入防止に努めている。

- (6) オートロック機能のある共有玄関を設置していること。
  - 現場確認済み。共有玄関ともにオートロック機能あり。
- (7)子どもでも操作しやすくするため、同じ場所に設置されている 1 基以上のエレベーターは、乗車用ボタンおよびかご内の操作盤を床面から概ね 1m の高さに設置していること。

現場確認済み。各エレベーターのかご内の操作盤は、床面から約 90cm の高さにある。

- (8)マンション敷地内の廊下等の通路の幅が、90cm 以上確保されていること。 現地確認済み。廊下等の通路の幅については、概ね 1,200mm~1,300mm 程度確保されている。
- (9) 住戸の入口前または玄関内に、ベビーカー等のためのスペースが確保されていること。

現場確認済み。スペース(ベビーカー等が収納できるスペース、ウォークインクローゼット等)が玄関内に確保されている。

(10) ベビーカー等がスムーズに移動できるよう、各住戸からエントランスを 経て、敷地外へ至る動線および各住戸から駐車場までの動線には段差が ないこと。またスロープ等を設置していること。

現場確認済み。メインエントランス側から各住戸までの動線、および駐車場側から各住戸までの動線については、スロープ等の設置により段差は解消されている。